

第146回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和2年3月16日（月）9:00～10:30

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、
佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働
省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、上田参事官

4 議 事

- (1) 諮問第136号の答申「医療施設調査の変更について」
- (2) 諮問第137号の答申「患者調査の変更について」
- (3) 諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) 部会に属すべき臨時委員の指名について
- (6) 毎月勤労統計調査について
- (7) 「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」（統計委員会決定）」の改訂案について

5 議事概要

- (1) 諮問第136号の答申「医療施設調査の変更について」、諮問第137号の答申「患者調査の変更について」

津谷人口・社会統計部会長から資料1、2-1～2-4に基づき、説明が行われ、「諮問第136号の答申 医療施設調査の変更について」（案）及び「諮問第137号の答申 患者調査の変更について」（案）が了承された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・ 答申案には賛同。一方で、人口・社会統計部会が終了後に、コロナウイルス感染症対応が重要な課題となっている。今後、このコロナウイルス対応の際に、医療施設ではどのような対応を行い、それによってどのような負担が生じているかな

ど、今までとどのように違う状況が生じているか調査する予定はあるか。

→コロナ対策は政府全体で対策本部が立ち上がり、そちらを中心に対応している。

今回答申を受けた調査は、3年に一度基本的な情報を把握するためのもの。指摘は重要と認識しているが、調査の性格が異なる。指摘された件は、今後政府で何らかの対応を行う可能性もあるが、現段階で調査担当は把握していない。

- ・答申の内容は賛同。一方で、認知症の患者数を把握する場合、患者調査はあまり使われていない。厚労省の資料では科研費の調査が使われている。背景はどういうことなのか。具体的には、科研費で実施された福岡県久山町での認知症の全数調査の結果から、現在及び将来の認知症率を算出している。患者調査で出てくる認知症の患者数とは乖離がある。患者調査は病院、診療所にかかった数のみの調査であるため、認知症のような必ずしも医療機関にかからない集団を把握するには利用できないということか。

また、患者調査は9月調査だが、感染症のような季節性の高い症状、疾病については患者数を出す際、どのような対応をしているのか。さらに、レセプトの電子化が進んだ場合には、この調査のやり方も変わると考えて良いのか。

→患者調査は三年に一度同じ条件下で基本情報把握のために調査している。

各政策部局が、必要と思われる疾病については、それぞれ必要な情報を別途適切な方法で把握している。

久山町についての詳細は把握していないが、患者調査のデータは調査の性格を把握して政策部局では使用していると認識している。また、4～5月の患者数の把握を患者調査で行うことは難しい。長年同じ条件で調査を継続してきており、経年変化の把握ができていところにこの調査の意味がある。

レセプトは電子化されており、利用できるものは使っていくと答申の中にもあったが、あくまでも一ヶ月間の支払いの状況に特化されている。患者数や疾病の状況を把握するのに適していない部分も多々ある。利用できる部分は利用し、そうでない部分はこの調査を継続するという住み分けを行っている。

- ・事情は分かるが、政策部局の数字と患者調査の数字がかなり違うので、ニーズに合った政策実現のために意見交換をされると良いのではないか。

→御指摘の数字については確認して、調査がよりよいものになるように検討していきたい。

- ・答申の通り進めることが望ましい。一方で、令和2年現在、新型コロナウイルス感染症拡大に対応している状況があり、今後の先行きも不透明。その他の政策的な調査、動向を踏まえ、次期の調査で何らかの分析・判断をする時の連関性を調べ、より基幹調査としての経年比較や他の政策過程との有効性などを踏まえた取り組みを進めてもらいたい。基幹調査としての意義が達成されるよう、政策部局との情報交換等お願いしたい。

- ・今後の課題として、オンライン調査を進めていく必要があることに、賛同する。特に医療機関においてはその推進が必要。今後、感染症対策を踏まえてオンライン調査を進めていくことが、一般論としてより必要と考える。

- ・答申に異論は無いが、患者調査には季節性インフルエンザの情報はほとんど入っていない。この調査は民間でも非常によく使われている。レセプトは会計情報だけのため、病名等の情報が無いが、年間ベースで色々な推計はできると思われる。民間の意見も聞きながら、年間の数値を推計することを検討してもらいたい。

調査結果の公表の方法の変更について、答申としては妥当。だが、建築着工統計調査（国土交通省）もそうだったが、結果の公表の仕方が統計調査によって様々で、統計ごとに公表方法を検討するのは疑問。そもそも大きな方針がないと、個別の統計で議論しても利用者としては不便。作成者も判断がつきにくい。総務省で何らかのガイドラインを決めるべきではないか。

→統計調査の公表時期のガイドラインは統計委員会で今後考えていきたい。

他の委員の意見については、答申に対する意見と言うよりは、今の感染症問題に関わっている。政策部局とよく相談し、何が出来るか次回諮問までに考えてもらいたい。

・政策部局と一般的なこうした調査の整合性や新しい枠組みは、各省の統計幹事が整合的に考えて推進することになっているのではないか。政策的な統計との整合性を図って統計委員会に報告してもらおう仕組みに沿って進めてくのではないか。

→問題意識は統計委員会から挙げて、それを受け取ってもらって各統計幹事で調整してもらおう。必ずしもすべて内部で問題を発見して調整してもらおうということでは無く、外部からの意見等あれば、それに対応してもらおうということ。基本的には、統計幹事が調整をする、そのための人員の配置である。

・今回の変更計画は、医療を取り巻く状況の変化や利活用ニーズ等に対応するものと考えられ、変更は承認して差し支えない。前回の委員会で報告のあった「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項に関し、医療施設における受動喫煙対策の実態を正確かつ適切に把握する観点から改善が図られたことについては、評価したい。

また、両調査は、昨年実施された一斉点検において、恒常的な公表の遅延が報告されているが、今回の変更では、二段階公表を導入し、概数として公表することで、調査終了後1年以内の公表の実現を図る計画であり、厚生労働省における調査実施体制を含め、限られた統計リソースを考慮しての対応とのことで、やむを得ない面もある。

しかし、今後の課題として指摘しているとおり、統計利用者にとっては、「確定数」ベースでの結果の公表の早期化が望まれるところであり、今回の対応でよしとするのではなく、調査票の審査や集計等に係る業務の更なる効率化を図る余地はないのかなど、確定数の集計結果の公表時期の早期化に向けた具体的方策について、十分な検証・検討を行ってもらいたい。

(2) 諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」

総務省から資料3-1及び3-2に基づき、説明が行われ、審議は企画部会に付託されることとなった。

(3) 部会の審議状況について

宮川国民経済計算体系的整備部会会長から資料4に基づき、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

・民泊で貸し出される住宅について、持ち家の帰属家賃はどのような取扱いになっているのか。

- 民泊により住居用スペースが減少するので、その期間相当分を削減することになる。このため、帰属家賃との重複を考える必要はないのではないか。
- 民泊と帰属家賃との関係については、国際的にも議論がされてきたところと承知している。今回の基準改定では、ダブルカウントが極力ない形で計上したい。

(4) 部会に属すべき臨時委員の指名について

北村委員長から資料5に基づき、部会に属すべき臨時委員の指名が行われた。

(5) 毎月勤労統計調査について

厚生労働省から資料6に基づき、平成16年から平成23年までの遡及推計の公表データの改善についての説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・本日の資料・説明によると、作業は何段階にも工程が分かれている。例えば、実数推計、基準指数の推計などある程度ブロック別に工程を分けることも可能。作業工程が全部終わった時点で推計数を公表する以外に、ある工程が終わった時点で、ブロック別に修正の推計が終わった段階で順次公表していく事も可能だが、そのような対応予定はあるか。昨年毎月勤労統計調査の問題発覚から一年以上が経過し、修正作業の進捗を気にしている利用者もいる。統計委員会の議事録を見れば毎回の報告は分かるが、その成果を最後の作業が完了するまで公表しないのか、または、ブロック別に出来たところから公表していくのか。
- 遡及推計については、利用者に大変迷惑をかけており、できるだけ速やかに公表する必要があると認識している。公表については、すべてが揃い、どのデータも使えるのが望ましいが、一定のスピード感も必要。実数と指数は非常に関連性が高く、指数自身の検証の中で実数も見直す必要があり、ひとつつながりである。公表する数値すべて揃わないと公表できないかと言うと、例えば積み上げで無い産業は、誤差の面で検証する必要があるものの、その検証のためにすべてが公表できないのは、利用者に迷惑をかける。一定程度のセットは不可欠だが、利用者ニーズ等を考慮しながら、優先度も踏まえ、一部公表については後に回すことも作業の進捗状況においては考えるべきと認識。作業の進捗状況を踏まえ、少しでも早く使える公表の仕方を検討したい。
- ・毎月勤労統計の作業は、現在、実数の遡及推計に取り組んでおり、4月からは指数の遡及推計も開始予定との作業工程が示された。遡及推計作業は続く見通しだが、これまでに直面した推計上の課題もほぼ解決しており、できるだけ速やかに遡及推計作業を終え、統計が再公表できるよう取り組まれない。ただし、公表して再改訂にならないよう、しっかりと精査した上で公表されたい。

(6) 「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」(統計委員会決定)」の改訂案について

櫻川統計委員会担当室長から資料7に基づき、「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」(統計委員会決定)」の改訂案について説明が行われ、了承された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・付議する案件がある統計において、その中の一部に軽微事項が入っていた場合は、そこを省いて申請するという取り扱いになるのか。
- 軽微事項として処理する場合は、軽微事項のみに該当するパターンだけで、そのほかの事案と併せて軽微な案件がある場合は、まとめて全て審議される。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>